

## 第2回「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定会議 議事録

開催日時：令和5年10月31日（火）/14時から16時

開催場所：波止場会館3階中会議室

### 1 開会

### 2 議事

(1) 新計画素案の検討

(2) その他

#### ●事務局

議題1 新計画素案について説明。

#### ●吉中座長

議題1の説明について、何かご質問等がありましたらお願いします。

#### ●伊藤委員

女性保護事業による一時支援・自立支援の実施について、13ページの「女性保護事業による一時支援」と記載がありますが、前回の策定会議ではどのような経緯でこうした文言になったのでしょうか。

#### ●事務局

記載誤りで、正しくは、「女性支援事業による一時保護・自立支援の実施」です。

#### ●伊藤委員

共生推進本部室との確認の中で内容も膨らんでいくと思いますが、女性新法でも支援計画を出す時期にあって、その中では、DVプランと女性新法の計画を一本化すると聞いています。

ホームレス支援計画は内容がホームレスの支援のため「女性のホームレス」という表現にせざるを得ないのでしょうか。女性保護の範疇から言うと、困難を抱える女性の中にホームレスが含まれていて、例えば、DVであっても、困難を抱える女性ということで、困難女性の中に含めると聞いています。DVでも居を失うし、ネグレクトや生活苦といった理由で女性は家を失うが、男性のホームレスと違う点は、男性を頼ることや、風俗など、性によって屋根のある場所を確保してしまうので、一般的な男性のホームレスと女性のホームレスでは表現のニュアンスが違うのではないかと考えています。女性新法の中の「困難を抱える女性」といった、女性新法の中の言葉を使い、住居不安定な女性を表現できないのでしょうか。

●吉中座長

生活困窮者自立支援制度には、ホームレスに至るおそれのある者が定義されていますが、海外では、DV 被害者も車中で生活している方も広い意味でホームレスに該当します。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の中では、「ホームレス」は路上生活者に限定していますが、県の計画の中でも、おそれのある者を含めて支援するとしている点や国の法律に則って県の自立支援計画を策定していくということから、現在の表現でやむを得ないと考えられます。

●事務局

適切な文言があれば修正しますが、ホームレス「等」の中にそういった、おそれのある方も含めています。

●吉中座長

「女性のホームレス等」と記載してしまうと、実際に路上で生活している女性をイメージしてしまうといったご指摘だと思われ、確かに実態としては数が少ないです。一方、路上で生活している方がいるのも事実なので、この表現で致し方ないのではないのでしょうか。

●高沢副座長

「支援」という表現になったのは、生活を向上させるために、一時生活支援事業が利用できるのも、それをイメージして記載していると理解しています。

女性のシェルターになると、例えば、携帯電話を持ち込めないといった、シェルターの管理に合致しない女性が出てきてしまう課題があります。

●事務局

素案には、今記載されている文言ですが、困難女性支援法が施行されることもあり、共生推進本部室では女性支援に本格的に力を入れることになっています。本来の保護施設は比較的、就労にも行きづらい、スマートフォンも持てないといったところですが、それ以外に女性にとって使いやすい施設を考えているところです。そういった意味では、一時生活支援事業といった意味ではなく、包括的な女性のための支援という記載になっていると考えています。

●高沢副座長

そうであれば、表現の問題になってきます。一方、一時生活支援事業をしっかり使えるのであれば、例えば、模範的に利用できる方に利用してもらい、利用期間の間に仕事を探し、今後のアパートを借りていくといった、元々のスキームに準じた利用になるのではないのでしょうか。子どもがいる方だと子どもの預け先も考えないといけないので、また別の

問題になってきますが、単身女性であればこうした模範的自立を目指せるのではないかと思います。

●事務局

生活困窮者自立支援法の支援も利用でき、さらにこうした保護事業も利用できるので、選択肢が増えるイメージです。

●吉中座長

5年前の策定会議でも座長をし、その際には気づかなかったのですが、「ホームレス」という表現が人を表現しているのか、ホームレス状態を表現しているのか分かりづらい印象があります。

例えば、11ページの「高齢者の方」「支援する立場の方」と表現している一方、ホームレスは「ホームレス」と呼び捨てにされていて、対等ではない印象があり、何か適切な表現がないのでしょうか。

●高沢副座長

法律の文言が「ホームレス」となっています。我々支援団体は、野宿は家のない状態を指して言っていますが、例えば、ネットカフェを利用している方は法律上ホームレスとはなりません。したがってそうした方はおそれのある者の中に入ってくるのではないのでしょうか。

●吉中座長

「ホームレス等」としているのは理解できます。人を指すのか、状態を指すのかで文面ごとに変えていくやり方も考えられます。

●事務局

社会通念上は「ホームレスの方」とするイメージでしょうか。人を指す部分は「ホームレスの方等」として、それ以外の、状態を指す部分を「ホームレス」とすれば、対等になるのではないのでしょうか。

●高沢副座長

「ホームレス状態」とすれば、状態を指すことになる。書きぶりの問題で細かいところは事務局に任せます。

●岩丸委員

国の基本方針に合わせる必要があるのでしょうか。

●事務局

国の基本方針は参考にはしますが、県が文言整理しても問題ないと思います。

●吉中座長

9 ページ（1）基本目標の「自らの意思で希望する生活」という部分の「希望する」という表現の意図は分かりますが、他に何か表現はないのでしょうか。

●事務局

意図としては、支援する側が、あるべき支援を押し付けるのではなく、本人がありがたい姿を叶えられるように、寄り添っていくべきだというニュアンスを出しています。

●吉中座長

「希望する」と言い切ってしまうと違った意味になってしまうのではないのでしょうか。何でも叶えてあげるイメージなので、「安定した」「安心した」などがよいのではないかと思います。

●伊藤委員

「自分の意志で選択した」はどうでしょうか。

●高沢副座長

野宿というかたちが究極の自立の形態であって、路上を選択する方は、積極的に希望したと理解しています。支援団体として野宿という生き様を認めている立場です。

●頼住委員

現場で話を聞き、路上生活者の目線で言うと、「希望」という表現が合っていると思います。我々からすると困っているのを前提に相談を促しており、例えば、無料低額宿泊所や生活保護など安定した生活を提案しても、本人にとっては路上生活が究極の形態で、このままでよいといった声があります。その方の目線で言うと、「希望する」という言葉ではないかと思います。

●高沢副座長

加えて、なぜそれを選択したのかを書くべきです。好きでホームレスをしていると言ってしまうと、社会との接点がとれなくなってしまうので、そこにいることによって、実は地域住民との人間関係があり、仕事でも、アルミ缶を回収できるといった理由でそこを動かたくないことにつながっています。これまで暮らしてきた地域で暮らしたいという方もいて、本人の積極的な要因があります。そうしたことの理解を進める文言を書き込めるとよいのではないのでしょうか。

●吉中座長

理解をするためであれば、「希望する」という表現は誤解を生むのではないかと思われ、「選択する」や「ニーズに沿った」などはどうでしょうか。

●岩丸委員

ホームレスは100パーセント希望してその生活を望んでいるわけではなく、支援する側に申し訳ない気持ちがあり、やむを得ずその生活を選んでいる方もいる印象です。

●高沢副座長

それも事実で、世間の世話にならないという考えの方もいます。一方、生活保護が権利ということが伝わっていない現状もあります。勤勉でない自分は価値がないと考えている方がいて、そうした考えをいかに解きほぐしていくかが課題です。むしろそうした支援を受けず生き抜いていることが勤勉さの表れとも言えます。そうしたことを地域社会に理解してもらうことが重要です。

●吉中座長

ホームレス支援に携わってホームレスを理解している人にとっては「希望する」といった表現でもよいが、県の支援計画ということで、広く一般に理解してもらう必要があると思います。

●事務局

単に「希望する」の場合、自由気ままな印象を受けますが、本来は支援の選択肢があるけれども、何かしらの事情で拒んでしまう背景があることが伝わる表現を検討します。

●吉中座長

支援を拒んでいても客観視して、路上ではない方がよいと考える可能性もあるので、本人にとって最善な、押し付けでもない支援を提供する文言であるべきです。

●高沢副座長

8ページのとおり、今後望む生活についてのデータを入れているため、ここにコメントを入れるのもよいと考えます。例えば、今のままでよいと考える方が一番多くいますが、現状では選択できる支援がないために野宿生活を継続していると思われる、といった表現はどうでしょうか。

●事務局

根拠もなくそう言ったことを書き込みづらいのですが、例えば、支援者のヒアリングや策定会議でこうした意見があった、というかたちで文言を入れられるのではないかと考え

られます。

●高沢副座長

13 ページの無料低額宿泊所についてですが、簡易宿泊所がない場合は、即日で利用しやすい施設で、入居できる枠が小さい一時生活支援事業とは違い、利用しやすい施設になると考えられます。一方、貧困ビジネスと言われる部分があるので、本人の権利が保障される文言が入れられないのでしょうか。「無料低額宿泊所に対する指導検査の実施」とありますが、宿泊する利用者が適切なサービスを受けられているかといった懸念を記載してもよいのではないのでしょうか。また、日常生活支援住居施設を記載するのであれば、その用語説明も必要です。

●事務局

末尾に用語集を付けるのでそこに日常生活支援住居施設の説明を加えます。

●吉中座長

13 ページの無料低額宿泊所について、「性別等にかかわらず」という文言でよいでしょうか。

●事務局

現状の無料低額宿泊所は、大部分が男性専用の施設となっており、女性が利用できる施設がまだ少ない状況ですので、県としては女性も入居できるアパートタイプの施設を増やしていく方針です。

●高沢副座長

トランスジェンダーの方は施設で共同生活をするのは難しいと考えられます。

●佐子委員

女性新法に関して、そうした方も入居できるよう、共生推進本部室で検討していると聞いています。

●高沢副座長

アパートを借り上げて無料低額宿泊所を運営している法人もあるので、そうした施設を活用すればよいと考えます。

●吉中座長

国籍のことも含めて考えると、「属性にかかわらず」とした方がよいのではないかと。

●高沢副座長

貧困ビジネスのかたちが変わってきており、生活保護の方が狙われている状況ですが、空き家に困窮者を入居させて、入居者が増えたところでその建物を転売するビジネスモデルが出てきています。したがって、こうした貧困ビジネスに対する注意のようなものはどこに記載すべきでしょうか。

●事務局

県はどこにでも注意ができるわけではないですが、無料低額宿泊所は県に届出があり、施設の状況を把握できる状況です。今回は貧困ビジネスという文言はないですが、注意喚起の意味で、貧困ビジネスを防止するといった文言を入れることは検討できます。

●高沢副座長

とりあえずは、それでよいと思います。一方、無料低額宿泊所が貧困ビジネスの温床になることがあり、かつて入居した方が、そうした経験から、無料低額宿泊所ではなく路上を選択してしまう場合があるので、啓発の意味で文言を加えてもらえるとよいです。

14 ページの民間賃貸住宅などの活用の居住支援協議会との連携の部分は具体的にどういったことをイメージしていますか。民間賃貸住宅の情報を提供するだけなのでしょうか。

●事務局

住宅計画課が修正した部分になり、現計画から多くのものが削除されていますが、住宅計画課としては、現計画の項目をひとつに凝縮したため、後退はしていないと認識しています。

連携は手段であって、最終的には普及啓発することが目的ではないかと感じています。

●関口委員

現計画では、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け」と記載のある一方、素案にはその記載がありません。登録を受けるということは、そうした住宅を増やす取り組みをした上でその情報を広く提供していたと考えられ、住宅を増やすことが重要だと考えられます。「登録」という文言がなくなってしまうと、今ある住宅だけで周知を図ることになるので、入居を拒まない住宅を広げる取り組みをしないと見えてしまう印象です。

●事務局

住宅計画課としては、セーフティネット住宅の普及啓発は今後も引き続き行っていく一方、計画のため、概要を記載し、セーフティネット住宅の登録といった具体的なことまで記載する必要はないといった認識です。

●高沢副座長

策定会議で意見が出たことを伝えたほうがよいです。さらに、国の基本方針には、居住支援協議会や居住支援法人の記載が加えられているため、素案にもその役割を分かりやすく記載した方がよいと思います。

●事務局

有識者の意見として、住宅計画課には再修正を依頼します。

●高沢副座長

16 ページ、無料低額宿泊所の記載について、かつては一時的な居所といった書き方でしたが、素案では「居宅生活への移行に向けた」とあり、その状況にない方については、長期間この場所にいるといった理解でよいでしょうか。日常生活支援住居施設は比較的長期で利用する意味合いが大きく、誰かの助けがあれば単身生活ができるが、アパートに一人で生活することが難しい方のためにこうした施設があります。したがって、無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設が整理された書き方になればよいのではないのでしょうか。無料低額宿泊所イコール貧困ビジネスという言い方をしている方を考えると、文言整理が必要ではないのでしょうか。

●吉中座長

8 ページの「今後どのような生活を望んでいるか」と6 ページの「路上生活に至った理由」のグラフですが、もし複数回答であればその文言を記載した方がよいです。

加えて、「中でも」が漢字表記になっていますが、ひらがな表記が適当だと思います。

●関口委員

我々はハローワークでの業務がメインのため、就職支援を中心に各自治体と連携して支援に取り組んでいます。

11 ページの「生活困窮者自立支援制度など、就業・就職及び生活の支援施策の情報の周知」の部分について、職業訓練の申し込みはハローワークをとおして行っているほか、住居確保給付金も受給期間中はハローワークで職業相談することが受給の要件なっていることから、場合によっては、ハローワークと連携していることを記載してもよいかと考えます。ハローワークは就業、就職相談の部分で支援できる立場なので、様々な機関と協力して支援できるという意味ではハローワークの文言が入ってもよいかと考えています。

●事務局

ハローワークとの住居確保給付金の連携に課題があると感じており、住居確保給付金を受給するために、ハローワークに行き、スタンプラリーのように相談確認の印をもらっている方がいるのではないかと考えています。ハローワークで相談ができ、仕事先を紹介

してもらえらる機会なので、受給者にはハローワークと連携してほしいと感じています。

●高沢副座長

就労が多様化しており、フリーランスで働いている方が多くいます。例えば、音楽関係者であれば、コンサートが普通に開催できるようになれば、収入が入ってきて、ある月に50万円の収入があれば、収入がない月もあり、年収で見るとある程度収入があり、生活は成り立つ現状があります。したがって今の状況だけしのごことを考えると、ハローワークを活用した就職活動にはならないと考えられます。支援団体も、そういった方の職種転換の難しさを感じており、困窮している場合は職種転換を促すことができますが、成り立っていたという事実やその仕事に長年携わっていて、ある程度スキルがあると、単純にいきません。

15 ページ（7）の「就業機会の確保や多様な自立への理解」の部分について、野宿の方の就労は廃品回収が最も多く、そういった元々の雇用も、その他の賃金が入ってくる就労と同じようになればよいといったイメージです。前回会議の意見を反映させて「一般就労を希望しない」という表現だと思いますが、マイナーな印象になってしまうと感じます。

●事務局

「必ずしも一般就労を希望しない方についても」を削除してはどうか。

●吉中座長

よいと思います。

●佐子委員

10 ページの（1）人権擁護について、理解促進や学校、社会教育のことが記載されていますが、以前、市の福祉の部署から車中生活の方の相談を受けた際、話を聞いていくと、ある程度時間が経っていたケースがあり、その前に市で支援ができなかったのかと疑問に思うことがありました。窓口の職員の理解が十分ではないと感じており、県の研修に参加する行政職員も少なかったと思っています。自立相談支援機関以外の相談を受ける側の参加が少ないので、支援の対応も充実していない印象です。

●事務局

研修の主な対象者は自立相談支援機関の相談に携わる方ですが、相談に関わっている方であれば、自治体の窓口業務の職員であっても参加はできます。一方、広く参加はできる状況ですが、実際に申し込まれる方は、自立相談支援機関で相談業務に就いている方や最近支援員になった方が多い現状です。

佐子委員のご指摘のとおり、研修を受講する方が減ってきており、受入れに余裕があれば、関係する職員に声をかけて積極的に受講してもらうよう検討します。

●高沢副座長

具体的にどのような研修ですか。

●事務局

国と都道府県の研修で構成されており、家計改善や就労支援、主任相談支援員向けの研修を自立相談支援機関に従事している方をメインに行っており、内容としては、支援の在り方や制度の概要などとなっています。

●高沢副座長

そのとおりだと思います。例えば、野宿前の最長の仕事では、およそ6割の方が正社員として従事していたという、調査では当たり前の実態も伝わっていない現状があり、そうしたところ啓発する場所があればと思います。

●佐子委員

無料低額診療事業は活用できる支援なのでしょうか。相談支援をする際に、ほとんどの方が利用できない印象があり、素案には記載がありますが、実際に利用できるのか疑問があります。

●伊藤委員

無料低額診療は実情ほとんど使えないと思っていますが、統計か何かのデータでは、かなりの人数で利用している結果となっており、こういったルートであれば、利用できるのか疑問があります。

●佐子委員

断られたら、別の病院に行くが、利用できない場合が多く、利用できても、遠く離れた場所へ通院しなくてはならないこともあります。

●岩丸委員

確かに、平塚の無料低額診療所の関係者の話では遠方から来る方もいるとのことでした。

●高沢副座長

無料低額診療事業は法人の社会貢献なので、そうした事業を行ってもらえることがありますが、受診できるのは権利とは言えません。

●佐子委員

別の相談で受診するために病院に問い合わせたところ、コロナで利用が増え、受診の制

限が行われていて、断られたことがあったので、この事業を普通に使えるのか疑問に思うことがあります。

●事務局

法人によって受診の基準があり、それはこの事業で統一した基準ではなく、例えばケースワーカーの相談を受けて、審査を厳格に行っている法人もあります。保健福祉事務所からは、なかなか受診できないといった声もあります。一方、この事業を推進している団体からは、県に普及啓発を依頼されており、いろいろな場面で周知を図っているところで

●佐子委員

病院にあるパンフレットを見て問い合わせをしても、利用できなかったケースを多く聞きます。

●高沢副座長

基本的に本人は医療費を払うことができない方ですが、病院が受診の判定をする際に非課税世帯といった病院ごとの基準があるので、それに当てはまらないと受診できない実態があります。

●佐子委員

年金が3万円しかなく、食べるものにも困っている方が利用できなかったケースがありました。

●高沢副座長

病院へのつなぎ方も関係していると思います。一部の法人では大体引き受けてくれる印象です。

●佐子委員

相当な窮迫性がないとこの事業は使えない印象です。

●高沢副座長

ホームレス支援団体は関係性ができているので、特定のエリアの病院は引き受けてくれるという認識があります。一方、どの医療機関もコロナの影響で経営状態が厳しいので、その意味では利用機会が減っているのではないかと思います。病院の余力で行っている事業ですので。

●頼住委員

全体的に前回質問した点を今回の素案に反映していただき、当事者目線の表現がされていてよい印象です。

市民からは相変わらず、ホームレスを排除してほしいといった内容の依頼がくるほか、包括支援センターの職員から、ホームレスが倒れているのでどうしたらよいかといった問い合わせがありました。救急車や警察を呼ぶべきではないかと指示しましたが、福祉で支援する立場の行政職員ですら、理解が薄いと感じています。生活困窮者という広い視点の中にホームレスがいて、その支援のひとつに我々の立場がありますが、ホームレスがいるから何とかしてくれというのは、ホームレスを人として見ていないと感じてしまいます。行政の中でも一部の立場の職員しか理解が進んでいないと思われ、地域社会の理解は必要ですが、加えて行政職員の理解も必要だと感じています。

●岩丸委員

平塚市のホームレスは、居場所を作ってホームレス生活をしている方が20名ほどおり、減ってはきていますが、一方で、増えてきていると懸念されるのが、移動型やネットカフェを利用する方々です。そうした方への支援が記載されているのは資料の9ページ(4)という理解でよいですか。

●事務局

そのとおりです。

●岩丸委員

平塚市もそうした方へのアプローチを検討しているため、そうした記載がされているのであればありがたいと思います。

●高沢副座長

平塚市は具体的にどういったことを検討されていますか。

●岩丸委員

ホームレスの方が住んでいる場所を回っていますが、移動型の方は夜だけ駅などに行くと言っているため、昼間の巡回から夜間巡回に変えることのほか、ネットカフェにも支援の周知を行いたいと考えています。支援があることを知らない若者がいると考えられるので、周知を図りたいです。

●高沢副座長

暫定居住といった、自分の名義ではない場所に生活の拠点を置いて生活する方がおり、最近では住み込み型の派遣労働がそれにあたります。キャバクラのボーイやビデオボックスの店員は普段は雑魚寝で生活をし、職場と行き来する生活をしており、暫定居住層の多様

化と数も増えています。コロナで不況になり、フリーターと呼ばれている方の稼ぎが悪くなっている中、こうした流動性の高い労働者への対応は、おそれのある方たちへの対応としてしっかり位置付けないといけないと考えています。一方、市をまたぐケースもあり、把握が難しい側面があります。

●吉中座長

16,17 ページについて、ホームレスが一人も確認されていない市や町村があることが記載されていますが、確認はされていないが、おそれのある方はいるのではないかと思われます。したがって、そうしたおそれのある方への支援も含めて各自治体の役割を展開してほしいと思っています。

●高沢副座長

確かにあると思います。巡回相談ではホームレスの数がゼロとなっても、先ほどの話のとおり、流動性の高い移住層がいるため、例えば、交通費の相談の中で法外援護を受けている方を含めると不安定者の数は増えますし、生活保護を受けた人の中で、家賃滞納者を含めた住居不安定者を考慮すると、野宿のおそれのある方の数は増えていくと考えられます。一見明白に路上で小屋を作って生活している方はいないが、先ほどの話のとおり夜の駅にはいるといったことがあります。

●吉中座長

コロナ禍のあとは特に若者が困窮しています。例えば、マンションに侵入して生活しているといったケースもあります。したがって、ホームレスがいないと言い切れるのか疑問です。

●事務局

町村では、一時生活支援事業を利用して、ホームレスを回避できた方や、住み込みの仕事を辞め、一時生活支援事業や住居確保給付金を利用して何とか生活をつないだ方が現にいますので、おそれのある方はいるのは確かです。

●高沢副座長

そうしたおそれのある方がいるということを強めに書いてもよいのかもしれませんが、また、住み込み型で就労している方が多く、仕事と同時に家を失ってしまう、まさにおそれのある方に該当します。特に箱根は旅館が多いので、不安定な方が住み込みとして就労するようになります。

●伊藤委員

12 ページの「相談支援員等に対する研修の実施」部分の「多様化」という文言ですが、

マイノリティや女性などを指したことなのか、生活様式が多様化していることを指しているのか具体的に意味していることが分かりづらかったのですがいかがでしょうか。

●事務局

明確にすると意味が限られてしまうため、あえてはっきりと示していません。ご指摘のことを全て含めています。

●吉中座長

それぞれの目線になった文言になっていて、神奈川県らしいものになっていると感じています。

●高沢副座長

文言の順番もまず人権がきていることがよいと思います。

●遠藤委員

はまかぜを利用している方を中心に就労支援を行っていますが、利用者の多くは、長期間ホームレスをしていた方というよりは、少し前まで派遣で働いていた方で仕事がなくなり役所に来たという方が多くいます。そうした方は、就労はしやすいですが、継続しない方が多く、最近増えてきている印象です。また、精神的な病気を持っている方も多く、就労していたが、うつ病になり、寮を出なければならなくなったという例がありました。

●高沢副座長

素案のまとめ作業のスケジュールはどうなっていますか。

●事務局

11月10日頃までにご意見をいただければ、反映させて議会に報告します。その後パブリックコメントを実施し、その意見を委員の皆様にご諮り、その間にも随時修正を入れていく予定です。

●吉中座長

まだ委員の意見を取り入れられる期間はあるということですね。

●事務局

そのとおりです。

●吉中座長

今日の資料を確認していただき、ご提案があれば、事務局にメールで連絡をお願いします。

す。また、細かい文言については、座長、副座長、事務局にお任せいただければと思います。今後については、先ほどの話のとおり、パブリックコメントなどを踏まえて、計画案ができあがっていくこととなります。事務局には引き続きとりまとめをお願いします。最後に、その他ご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

●事務局

今回の議論を踏まえて、取りまとめさせていただきます。何かご意見ありましたら、メールか電話でご連絡をお願いします。そのご意見を反映させたものを11月10日くらいまでに議会に報告します。次の策定会議はパブリックコメントを実施した後、1月下旬から2月上旬を予定していますので、改めて日程調整させていただきます。

●吉中座長

本日の会議はこれで終了します。

以上